

事務連絡
令和2年4月7日

各地方整備局用地部長 殿
北海道開発局開発監理部長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局
総務課公共用地室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
用地取得業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の用地取得業務について、下記の通り取り扱われたい。

記

1. 用地交渉等について

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における用地交渉等（用地調査業務の現地立会等や契約締結事務等の相手方と対面する用地事務をいう。）については、相手方の意向を踏まえて、その実施時期について柔軟に対応するとともに、実施方法について対面以外の方法も工夫するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を適切に講じて実施すること。

2. 用地関係業務の対応について

対象地域における用地関係業務の契約については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国土交通省大臣官房地方課長外連名通知）を踏まえて、適切に対応されたい。

3. 対象地域以外の用地取得業務について

対象地域以外の用地取得業務についても、上記に準じて適切に対応されたい。